

調剤済麻薬廃棄届（法第 29 条）

1 内容

麻薬処方せんにより調剤された麻薬を廃棄した場合に届け出るものです。

調剤済麻薬を廃棄した日から 30 日以内に提出してください。

届出者は、麻薬診療施設の開設者です。開設者が国、地方公共団体、若しくは法人の場合は、院長等、施設の長が行うことも可能です。

2 提出書類、部数

調剤済麻薬廃棄届 2 部

※ 控えを含まない部数です。控えは別にご用意ください。

3 手数料

なし

4 届出期限

調剤済麻薬を廃棄した日から 30 日以内

5 提出先

各保健福祉事務所 企画経営課

6 その他

調剤済麻薬は、麻薬管理者（麻薬管理者のいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）が、麻薬診療施設のその他の職員立会の下に、回収が困難な方法で廃棄してください。

麻薬帳簿または麻薬廃棄補助簿に、廃棄の年月日、品目及び数量、立会者、届出の日付を記録してください。